

酪農学園大学外国人研究員等受入規程

2020年4月1日
規程 2020-10号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）における外国人の受入について、必要な事項を定めることにより、受け入れる外国人が行う活動を支援し、本学の国際交流の推進と学術研究の国際的發展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、外国の大学その他の教育機関・研究機関等に所属する日本人の研究員・教職員・研修員にも準用する。

2 本学及び日本国内にある大学その他の教育機関・研究機関等に所属する外国人の研究員・教職員・研修員については、この規程を適用しない。

(資格)

第3条 この規程により受け入れることができる外国人は、次の各号の何れかに該当する者（以下「外国人研究員等」という。）とする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本学生支援機構等の制度に基づき来訪する外国人
- (2) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づき来訪する外国人
- (3) 本学と学術交流協定を締結している大学・機関の交流協定に基づき来訪する外国人
- (4) 独立行政法人国際協力機構のプログラムに基づき来訪する外国人
- (5) 学長が、本学における国際交流を推進する上で必要と認める外国人

(名称)

第4条 この規程により受け入れる外国人研究員等は、次に掲げる名称とする。

- (1) 客員研究員 (Guest Researcher)

前条第1項第1号又は第2号により受け入れる外国人研究員等

- (2) 訪問研究員/研修員 (Visiting Researcher / Trainee)

前条第1項第3号、第4号又は第5号により受け入れる外国人研究員等

2 前項の規定に該当しない外国人研究員等の場合は、教授 (Professor)、准教授 (Associate Professor)、講師 (Lecturer)、職員 (Staff)などの名称を使用することができる。

(受入申請)

第5条 外国人研究員等を受け入れようとする教員又は部署は、外国人研究員受入申請書(別紙様式1)に研究業績の資料、所属機関の長の推薦書等を添えて学群長又は所属長を経て、社会連携センター国際交流課に提出するものとする。

2 受入れの決定は、評議会の議を経て、学長が行うものとする。

3 受入れが決定された外国人研究員等は、誓約書(別紙様式2)を提出しなければならない。

(受入期間)

第6条 外国人研究員等の受入期間は、協定等に定められている場合を除き、原則として1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は受入期間を延長することができる。

(担当教員)

第7条 外国人研究員等の受入れに際しては、担当教員又は担当部署を定めるものとする。

2 外国人研究員等は、担当教員又は担当部署の指示、指導、協力のもとに研究活動等に従事するものとする。

(施設等の利用)

第8条 外国人研究員等は、本学の教育研究等に支障のない範囲で、申請書に記された滞在する目的を遂行するために必要な本学の施設、設備等を使用することができる。

2 外国人研究員等の故意又は重大な過失により本学の施設・設備等を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(待遇等)

第9条 本学は、外国人研究員等に対して、給与、渡航費、滞在費その他研究活動等に要する経費は原則として支給しない。ただし、本学の制度で受け入れる場合は、その限りではない。

(保険)

第10条 外国人研究員等は、滞在期間中の不慮の事故に備え、危険を十分補償する海外旅行傷害保険、国民健康保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

(研究終了証明書)

第11条 担当教員又は担当部署は、外国人研究員等の受入れを終了したときは、速やかに外国人研究員の受入終了報告書(様式3)により学群長又は所属長を経て、社会連携センター国際交流課に提出しなければならない。

2 外国人研究員等が希望するときは、外国人研究員等研究終了証明書を交付するものとする。

(規則等の遵守)

第12条 外国人研究員等は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(受入決定の取消し)

第13条 学長は、外国人研究員等が本学の諸規則等の規定に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、受入を取り消すことができる。

(事務処理)

第13条 本規程の運用に伴う事務は、社会連携センター国際交流課において取り扱うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、外国人研究員等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

2 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2020年4月1日規程2020-10号)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により酪農学園大学外国人客員研究員規程(2005年4月1日制定)及び酪農学園大学外国人受入規程(2014年4月1日制定)は廃止する。